

区分所有者の皆さんへ

〇〇〇マンション
管理組合理事会

復旧工事費に関する雑損控除について

当マンションは2018年10月末震災復旧工事を完了しました。この代金5290万円は修繕積立金により〇〇〇〇棟へ12月支払済であります。この代金(負担金は約150万円/戸)については確定申告で雑損控除の対象となります。但し、次のような条件により既に納付した税金がが還付されるか否かや、またその金額は異なります。

・戸別事項

納税額の多寡(総所得額)	地震保険金の受取額
過去の雑損控除実績(28&29年度)	マンション取得額
その他	

以上により既納税額が還付されるかどうかについては国税(西税務署)や税理士に相談されたら如何ですか？。

なお平成30年度の確定申告を相談する場合は次の資料を持参する必要があります。

①被害状況等確認書

理事長名で修繕費をいくら負担したかを証明した書類

平成30年度は修正申告となる。
過去の雑損控除実績(28&29年度)の修正

②平成28年度確定申告書

(被災した住宅・家財等の損失額の計算書)

①マンションの残存価格×0.05(一部損壊)雑損控除済の場合 ②被害状況確認書で①<②の場合のみ有効となる。
半壊以上の場合0.05でなく0.5となるために①>②となり有効ではない

③平成29年度確定申告書

初めて平成30年度分の確定申告される場合は罹災証明書などが必要です。

もともと納税額が少ない人は効果的ではありませんが税金をたくさん納めている人は十分に検討の価値があると考えられます。